

指定特定相談支援（指定障害児相談支援）事業所の運営規程

ケアプランセンター四王寺

（事業の目的）

第1条 合同会社アンソロジーが行うケアプランセンター四王寺（以下「事業所」という。）が行う指定特定相談支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の相談支援専門員その他の従業者（以下「相談支援専門員等」という。）が、障害者、障害児に対し、適正な指定特定相談支援（指定障害児相談支援）事業を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の相談支援専門員は、障害者、障害児の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。

2 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。

3 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定のサービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。

4 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定相談支援事業者、障害者施設等との連携に努める。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 ケアプランセンター四王寺
- ② 所在地 福岡県糟屋郡宇美町四王寺坂2丁目23番2号

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名（常勤兼務、同一敷地内介護保険居宅介護支援事業所事務員と兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理、事務を一元的に行う。
- ③ 相談支援専門員 1名（常勤兼務職員1名）

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、祝祭日、8月13日から15日、12月29日から1月3日までを除く。
- ② 営業時間 午前9時から午後5時00分までとする。

(相談支援の提供方法、内容及び利用料等)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定特定相談支援(指定障害児相談支援)を提供した場合の利用料の額は、相談支援報酬の告示上の額とする。

- ② 利用者の相談を受ける場所 利用者宅 または第3条に規定する事業所内
- ③ 使用する課題分析票の種類 全社協方式
- ④ サービス担当者会議の開催場所 ご利用者の自宅または、利用者が利用する施設、病院など
- ⑤ 相談専門員の居宅訪問頻度 最低6ヵ月1回
- ⑥ モニタリングの結果記録 1ヶ月に1回 (TELにて聞き取りを含む)

2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定相談支援に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

- ① 実施地域を越えた地点から、片道1キロ毎に 30円

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、糟屋郡宇美町、志免町、須恵町、太宰府市、大野城市、春日市とする。

(事故発生時の対応)

第8条 相談支援専門員等は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(その他運営についての留意事項)

第9条 事業所は、相談支援専門員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後1ヵ月以内
- ② 継続研修 年6回 福岡県介護支援専門員協会 日本ケアマネジメント学会 福岡県社会福祉士会の研修も含む

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は合同会社アンソロジーと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和3年9月1日から施行する。